

「齋藤月岑日記」 翻刻出版余滴

はじめに

翻刻出版に取り組んできた「齋藤月岑日記」(以下「日記」)が昨年度完結した^[1]。齋藤月岑(1804-78)は江戸の町名主で、通称は市左衛門、諱は幸成、月岑は著述等に用いた号である。神田の雉子町^{きじちやう}に居住して^[2]同町等6町を支配した。同時に、『江戸名所図会』、『東都歳事記』、『武江年表』、『声曲類纂』等の著作を残した江戸の文化人としても知られている。「日記」は月岑27歳(数え年。以下同)

の1830(天保元)年から72歳の1875(明治8)年まで、若干の欠年を挟みながら36冊37年分が残されている。「日記」は、江戸町人の生活を長期間に亘って記しており、町方行政・裁判制度・文化的営み・祭礼遊楽・災害変異など多方面から活用されることが期待される^[3]。そうした本格的な分析とはやや異なるが、翻刻出版作業の過程で気づいた点を以下にいくつかあげてみたい。

親族の呼称

「日記」では、祖父母・父母・二人の姉に限って名前が出てこない。妻は名前、子供は名前または愛称で書かれるのと対照的である。この違いは、こうした親族について、日常生活の中で名前呼びをする機会がなかったことの反映だと考えられる。ところで、現存する「日記」の第一冊(1830・31年)は第二冊以降とは種々体裁が異なっていて、それがこの冊を「日記」のつけ始めと推測する根拠にもなっているが、祖父母・父母・姉の呼称はこの冊だけ

が「おちい三」「おばア三」「おとつ三」「おつか三」「ねへ三」などとなっていて、体裁が整って来る第二冊以降は「母」「あね、姉」となる^[4]。祖父母や父は故人ということもあり、「幸雄居士」(祖父)、「昌麗尼」(祖母)、「幸孝居士」(父)などと記される。これらから、日常生活で月岑は祖父母・父母・姉を「おじいさん」「おばあさん」「おとつあん」「おっかさん」「ねえさん」と呼んでいたと推測される。

齋藤の名字

『江戸町鑑』^{ちやうかん}は、江戸の町奉行・奉行所与力・同心等の名前・編成・担当や、町名・名主名・町の組分け等をまとめた出版物であるが、すべての名主に名字が記されている。

「日記」も同様に、名主仲間については原則名字で記している。ただし、公的に(対町奉行所、対幕府関係で)名字を名乗ることができるのは、古い由緒を持ち特別に許可された

家に限られていた。月岑の場合も、町奉行所の文書では「雉子町市左衛門」と記されたのである。しかし公的な場以外で名字を使用することは禁止されておらず、『江戸町鑑』の記載は「雉子町斎藤市左衛門」であり、自身の著作物で斎藤月岑と名乗ることに支障が

「様」「殿」「氏」

与力以上の武士には概ね「様」が使われる。大名クラスの場合には「侯」と記すこともある。同心クラスに対しては概ね「殿」であるが、「氏」が使われることもある。江戸町人のトップである町年寄三家^{まちとしより}に対しては、はじめ「様」「殿」ともに用い、敬称が何も付かないこともあるが、後に「殿」に統一される。名主仲間に対しては「〇〇氏」である。現代でもほぼフラットな関係を表すとき「氏」はよく使われるが、「日記」でこれと少し異なるのは、もっぱら家の当主に対して用いていることである。ある名主の家で代替わりがあれば、「〇〇氏」と呼ばれていた人物が「〇〇隠居」や

日記の基本的性格

「日記」の記載内容を大まかに言うと、1) 天候、2) 公務、3) 本人や家族の行動、4) 来客、5) 開帳・火事・地震などである。記事は概ね簡潔で、記主（月岑）の感想を交えることは少なく、全体に備忘録的性格が強い。月岑は1835年に神田祭礼取扱掛（以後隔年）、38年には青物役所取締役に任命された。とくに後者は江戸幕府の瓦解まで続いたので、以降の「日

無かった。なお「日記」には、月岑と同じ十一番組^[5]名主組合所属の名主を中心に代替わりの記事があり、それらを見てゆくと、斎藤家のように代々の当主が同じ名前を名乗る家と（斎藤家の場合は市左衛門）、そうした通り名が無い家とがあったことが分かる。

「□□（個人名や隠居の号）殿」になり、「△△（子息名）殿」と呼ばれていた人物が「〇〇氏」に変わる。たとえば、青物役所取締役として長く月岑の相役を務めた村田平右衛門^{へいえもん}（浅草平右衛門町名主）は「日記」で「村田氏」と記されるが、その嫡子新九郎は名主見習いになった頃から「新九郎殿」と殿付けで呼ばれる。そして1868年代替わりの後は、それまでの平右衛門が「隠居」あるいは隠居名の又夢^{ゆうむ}で「又夢殿」「村田父又夢」などと記され、先の新九郎が「村田氏」「村田新九郎事平右衛門殿」などと記されるようになる。

記」にはほぼ毎日「御役所へ出る」（御役所は青物役所。御納屋^{おなや}と表記している例も多い）との記載がある。また、1869（明治2）年に江戸～東京では町名主が廃止され、その後も制度変更のたび毎に旧町名主層が市政から排除されて行く中で^[6]、月岑は添年寄^{そえとしより}、中年寄^{ちゅうとしより}、戸長^{こちょう}と名称を変えながら1875年1月まで市政に関わり続けた^[7]。明治期には自宅での行政事務取り扱

いが禁止され、全て各区の町用取扱所（略称扱所）で行うことになったので、日記にも毎日のように「扱所へ出る」との記載がある。こうした多忙さのためか、「日記」が残る37年間に月岑は2泊以上の遠出をしていない。

もうひとつ、これほどの期間「日記」が書き続けられたことには、偶然の（月岑にとっては不幸とも言える）要因が作用していた。1830年生まれかめのじょうの養子亀之丞（姉の子）は1843年に元服し名主見習いに任命されたが、1851年に22歳で病死してしまった。1847年に生まれた実子次男^[8]の喜之助は、1860年^[9]に元服し名主見習いに任命されたものの、幕末維新期の激動の中、公務や家事を任せて隠居することはできなかった。ようやく、明治8年5月30日条に

「暮方勘定」を喜之助に任せたとの記事が見える。「暮方勘定」の読みは「くらしかたかんじょう」であり、家計を任せて隠居したという意味と考えられる。こうして、月岑は1818年父の死にともない15歳で家督を相続してから1875年まで、58年に亘って齋藤家の当主であり、それとほぼ重なる期間江戸～東京の市政に関わり、そのうち1830年以降（現存37年分）の「日記」が残されることになったのである。

月岑が没したのは1878（明治11）年で、その年まで著作活動を続けていたことが分かるが、1876年以降の日記は残されていない。公務から退き、家庭的にも隠居の身となれば、これまでのような日記をつける作業はもはや不要という判断があったのであろう。

[1] 『大日本古記録・齋藤月岑日記』として岩波書店から刊行。全10冊。

[2] 現在の千代田区神田司町2丁目6番付近で、碑が建っている。ただし関東大震災後の区画整理によって、往時の宅地は過半が外堀通りの下になっている。金森幸二「月岑居宅跡の特定」（市井人・齋藤月岑に学ぶ会『翟巢通信』第2号、2010年）による。

[3] たとえば、千代田区立日比谷図書文化館文化財事務室編『馬琴と月岑—千代田の“江戸人”—』（千代田区教育委員会、2015年）70-71ページ「齋藤月岑の行動範囲」（図）では、天保2年・嘉永4年・慶応4年の「日記」から抽出した月岑の外出先（寺社、名所旧跡など）を地図上に落とす作業を行っている。

[4] 二人の姉は嫁ぎ先の名字または居住地を付けて「普勝姉（小網町姉）」「遠藤姉（壺岸島姉）」と区別されることが多い。

[5] 江戸の町方（町人居住地。寺社門前町を含む）には1680ほどの町があり、250名ほどの名主がいた。町と名主は一番組～二十一番組と番外2（品川、吉原）の計23の組合に編成されていた。

[6] 牛込努「江戸町名主の明治」（『東京都江戸東京博物館 調査報告書 第25集 江戸の町名主』、2012年）。

[7] その後、新戸長の希望により同年4月に戸長の補佐役である町年寄ちやうどしよりに任命され、翌1876年2月まで勤めた。ただしこの頃には御用繁多の状態ではなくなっていた。

[8] 長男は早世。

[9] 元服は安政6年12月9日で、西暦では1860年1月。



鶴田 啓（つるた けい）

【生年月日】1958年10月25日生

【出身大学】東京大学大学院人文社会系研究科修士課程

【専門領域】日本近世史

【主な著書・論文】

『大学の日本史3近世』（分担執筆、山川出版社、2016年）、「徳川政権と東アジア国際社会」（『日本の対外関係5 地球的世界の成立』吉川弘文館、2013年）、「対馬からみた日朝関係」（山川出版社、2006年）等。

【所属】大学院情報学環文化人間情報学コース、史料編集所